

令和5年度

自動販売機設置事業者募集案内書

参加申込書期限 令和5（2023）年6月30日まで

入札書等期限 令和5（2023）年7月7日まで

札幌市環境局環境事業部施設管理課

011-211-2922（電話）

011-218-5105（FAX）

<https://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/shisetunaijidouhanbaiki.html>

お申込みの前には必ずこの案内書をお読み下さい。

目 次

ページ

◇ 令和5年度 自動販売機設置事業者募集のご案内

自動販売機設置事業者募集のご案内	1
申込みから契約締結までの流れ	1
自動販売機設置事業者募集要項	2
1 募集する物件	2
2 応募資格要件	2
3 応募申込手続	3
4 入札保証金	4
5 入札書の提出	4
6 入札及び開札の日時、場所	5
7 落札者の決定	5
8 契約の締結等	5
9 その他	6
10 募集に関する問い合わせ先	6
市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書	7
入札書	8
委任状	13
入札辞退届	14
還付申出書	15
公有財産貸付申請書	16
誓約書	17
貸付契約書（自動販売機）案	18
提出する書類のチェック表	31
自動販売機導入施設一覧表	別紙 1～3
仕様書及び貸付案内図面	別添 1～3

令和5年度 自動販売機設置事業者募集のご案内

申込みから契約締結までの流れ

<p>【募集案内書を熟読する】 この案内書を最後までよく読んで、お申込みに備えて下さい。</p>	<p>全31ページ 配布（公表）開始日は、 令和5年6月16日</p>
<p>【貸付物件を現地で確認する】 申込書類の提出前に、必ず現地を確認して下さい。</p>	<p>貸付案内図面 各仕様書に添付</p>
<p>【申込書類を準備して提出する】 法人・個人の別によって、提出書類が変わります。 札幌市環境局環境事業部施設管理課（本庁舎13階）まで送付又は持参して下さい。 平日の8時45分～17時15分までとなります。 後日、入札参加者資格等の審査を行い、入札参加資格確認結果通知書等を送付いたします。</p>	<p>申込書類の提出 2～4ページ 令和5年6月30日まで</p> <p>入札参加資格者証・入札保証金納付書等の送付 令和5年7月3日以降</p>
<p>【入札保証金を納める】 入札に参加するには、札幌市が定めた期日までに入札保証金を納めて下さい。※入札保証金は免除できる場合があります。</p>	<p>4ページ 令和5年7月7日まで</p>
<p>【入札書等の提出】 札幌市環境局環境事業部施設管理課（本庁舎13階）まで送付又は持参して下さい。 平日の8時45分～17時15分までとなります。</p>	<p>4～5ページ 令和5年7月7日まで</p>
<p>【契約保証金を納入及び入札保証金の還付申出】 落札者には、貸付申請書等の書類と契約保証金の納付書を送付いたしますので、指定した期日までに書類の提出と納入を済ませてください。※契約保証金は免除できる場合があります。（入札保証金は契約保証金に充当することといたします。） なお、落札しなかった方の入札保証金は、入札終了後に返還いたしますので、還付申出書を提出して下さい。ただし、落札者が後にその資格を取消された場合の入札保証金は札幌市に帰属します。</p>	<p>契約保証金の納付 5～6ページ 別途指定の日まで</p> <p>提出書類 5～6ページ 別途指定の日まで</p> <p>入札保証金の還付 4ページ 還付申出書提出後、概ね1ヵ月</p>
<p>【貸付契約を締結する】 契約保証金の納付確認後、貸付契約を締結します。 （違約により契約が解除となった場合、納付済みの契約保証金は、札幌市に帰属します。）</p>	<p>5～6ページ 令和5年7月28日（予定）まで</p>
<p>【施設管理者との打ち合わせ】 自動販売機を設置する箇所の施設管理者と、自動販売機の設置方法・日時・管理方法など取り決めを行って下さい。</p>	<p>令和5年8月8日（予定）まで</p>

自動販売機設置事業者募集要項

札幌市環境局環境事業部施設管理課では、自動販売機設置事業者を募集しますので、参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 募集する物件

(1) 物件一覧

物件番号	建物名称及び所在地・貸付場所・貸付面積及び販売品目	最低貸付価格・税抜(総額)	売上参考(年間売上額等)
1	中央清掃事務所 ほか9箇所 計10台 詳細は別紙1「自動販売機導入施設一覧表(物件番号1)」のとおり	439,400円	1,597,350円
2	白石清掃事務所 ほか12箇所 計13台 詳細は別紙2「自動販売機導入施設一覧表(物件番号2)」のとおり	512,200円	1,527,450円
3	中央清掃事務所 ほか16箇所 計17台 詳細は別紙3「自動販売機導入施設一覧表(物件番号3)」のとおり	672,100円	1,419,560円

※ 貸付面積には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペース等を含みます。

※ 売上参考については参考数値であり、今後における売上げ等を保証するものではありません。

(2) 物件の名称

上記「物件一覧」の物件番号ごとに募集します。

※ 物件番号1と物件番号2、物件番号3との申込みや契約は重複できます。

(3) 貸付期間

別添仕様書の別紙1～3のとおりです。設置場所により貸付期間が異なるため留意してください。

※ 貸付期間満了後の更新は行わないこととします。

(4) 貸付料

貸付料は、入札書別紙内訳書の1ヵ月あたりの金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を(3)の貸付期間で計算した合計額)となります。

※ 消費税率の見直しにより貸付料変更の改定契約を締結する場合があります。

※ 土地を貸付ける場合は消費税相当額を加算はありません。

(5) 貸付物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。(入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。)

(3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。

(4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

(6) 上記(5)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。

(7) 札幌市税の未納がないこと。

(8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

3 応募申込手続

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する関係書類を提出してください。

申込みにあたっては、募集案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等をご自身で確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間

令和5年6月19日(月)から令和5年6月30日(金)までの平日8時45分から17時15分まで（12時15分～13時00分を除く）※送付の場合は、申込期限必着とします。

(2) 提出方法

持参又は送付により提出してください。

(3) 提出先

ア 提出先の名称

札幌市環境局環境事業部施設管理課

イ 提出先の所在地

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎13階北

(4) 提出書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 参加申込書（7ページ）

(イ) 登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）

(ウ) 代表者印の印鑑証明書

(エ) 札幌市税の納税証明書

- ◆ 納税証明書は、年度を指定せず、課税されているすべての税目について未納がないことを証明できる書類が必要となりますので、「納税証明書（指名願）」を、「自販機設置業者募集参加申込のため（札幌市提出用）」として請求し、1部提出してください。

※ 各市税事務所または市役所本庁舎2階市税証明窓口で取得してください（区役所及び出張所では取得できません）。

法人設立後一度も決算期を迎えていない場合など、この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由、押印したもの）で提出してください。

(オ) 前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

イ 申込者が個人の場合

(ア) 参加申込書（7ページ）

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 札幌市税の納税証明書

- ◆ 納税証明書は、年度を指定せず、課税されているすべての税目について未納がないことを証明できる書類が必要となりますので、「納税証明書（指名願）」を、「自販機設置業者募集参加申込のため（札幌市提出用）」として請求し、1部提出してください。

※ 各市税事務所または市役所本庁舎2階市税証明窓口で取得してください（区役所及び出張所では取得できません）。

令和5年1月1日に札幌市に居住していない場合など、この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由、押印したもの）で提出してください。

(エ) 身分証明書

- ◆ 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
- ◆ 住民票記載事項証明書

(オ) 前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

※ 複数物件に申込みする場合について

- 参加申込書は、申込みいただく希望箇所にレ点を付けて提出して下さい。
- 各証明書等は、申込物件数に関わらず、1回のお申込みにつき各1部を提出して下さい。

※ 証明書等の書類について

上記で提出いただく「登記事項証明書」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「身分証明書」はいずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出して下さい。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

※ 札幌市が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出して頂くことがあります。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書によりお知らせいたします。

4 入札保証金

入札保証金は、最低貸付価格（総額・税抜）の100分の3の額（※円未満切上げ）となります。

納めていただいた入札保証金は、落札されなかった方については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還いたしますが、落札を取り消された方の入札保証金は、札幌市に帰属することとなります（下記7参照）。また、落札者については契約保証金に充当することとします。

この入札保証金を札幌市が返還する場合は、利息を付しません（後日、郵便局以外の指定金融機関にお振込みします。）。

なお、過去2年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績（目的外使用許可を含む）がある場合は、この保証金を免除しますので、当該契約書等の写しを参加申込書と併せて提出して下さい。

5 入札書の提出

(1) 提出方法

ア 入札書は、令和5年7月7日（金）までに持参又は送付してください。（送付の場合は必着のこと。）

イ 入札書には、物件ごとに「別紙内訳書」を必ず添付してください。

ウ 入札参加資格審査の結果、参加資格を認めた方には、入札参加資格者証等を送付しますので、所定の入札書（8～11ページ）に必要事項を記載し、提出してください。

なお、代理人が入札する場合は、委任状（13ページ）が必要となります。

エ 入札書に記載する入札金額は、**契約期間中の貸付料の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）**を記載してください。

なお、1-(1)の「物件一覧」の最低貸付価格には**消費税及び地方消費税に相当する額は含まれておりません。**

また、最低貸付価格に達しない価格による入札は無効とします。

オ 入札書を直接提出する場合は**封筒に入れ封印し**、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年7月10日11時開札〔調達件名〕の入札書在中」の旨を記載してください。

カ 入札書を送付により提出する場合は、上記オに加えて、二重封筒とし、外封に「令和5年7月10日11時開札〔調達件名〕の入札書在中」の旨を記載してください。

(2) 入札書提出時に必要な書類

ア 入札参加資格者証（本書）

イ 入札保証金に係る領収済通知書（納人控）

※ コピーは不可

※ 免除の方は不要です。

ウ 入札書（8～11ページ）

エ 委任状（13ページ）

※ 代理人が入札する場合に必要になります。

オ 還付申出書（15ページ）

※ 入札保証金を免除された方は不要です。

(3) 無効となる入札

ア 入札者（代理人）の記名押印がなされていない入札書を提出した入札

イ 入札金額に訂正のある入札書を提出した入札

ウ 記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できないような入札書を提出した入札

エ 鉛筆等、訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

オ 入札者（代理人）が2通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札

カ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人として入札したときのその全ての入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 辞 退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届（14ページ）を提出することにより、入札を辞退することができます。

6 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札及び開札の日時 令和5年7月10日（月） 11時00分

(2) 入札及び開札の場所 本庁舎12階（環境局会議室）

※ 開札は、入札者又はその代理人の立ち会いを要しません。

7 落札者の決定

落札者は、最低貸付価格（総額）以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高価格（総額）の入札を行った方とします。

※ 落札した後に参加資格がないことが明らかになった時、落札者が契約の締結を辞退したとき、指定した期日までに契約を締結しないとき、入札に不正行為があったと認められるとき、法令等に違反する事項が生じたときは、当該入札の落札を無効とし、入札価格の高い方の順（開札時に読み上げた方）に落札者を決定します。

また、最高価格（総額）で入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、当該入札者又はその代理人に代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。なお、くじ引きの辞退をすることはできません。

※ 落札者決定後に提出していただく書類は、次のとおりです。詳細は落札者決定後に説明しますので、その指示に従って作成し、指定した期日までに提出してください。

▶ 公有財産貸付申請書

▶ 誓約書

▶ 落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様（寸法等）の関係書類

8 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、公有財産貸付申請書等の提出の上、札幌市と市有財産貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。貸付契約書の様式は、18ページから30ページまでのおりで、契約は総価（入札書別紙内訳書の1ヵ月あたりの金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約期間で計算した合計額）で行います。

本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

本件契約を締結しない場合は、落札は無効となり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に基づき、今後3年間、札幌市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

※ 自動販売機の設置場所が屋外で、土地の貸付契約を締結する場合は消費税相当額の加算は

ありません。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入していただきます。当該保証金の金額は契約金額の100分の10(円未満切上げ)の額としますが、納入済の入札保証金はこれに充当することとします。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年14.6%の割合で計算した額を延滞金としてお支払いいただきます。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還することとします。ただし、返還の際は利息を付しません。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属することになります。

※ 契約保証金は札幌市契約規則第25条の規定により免除できる場合があります。

9 その他

(1) 事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 本入札案内書に定めるもののほか、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによります。

(3) 入札参加のために提出された書類等記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。

(4) 入札において、2に規定する資格を有しない方のした入札書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した入札書の提出は、無効とします。

10 募集に関する問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係

TEL : 011-211-2922 (直通)

FAX : 011-218-5105

E-mail : seiso-shisetsukanri@city.sapporo.jp

令和5年度

市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書

(施設内自動販売機)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

事業の名称

一般競争入札による市有財産の貸付 (施設内自動販売機)

入札に参加を希望する箇所 (□内にレ点を付けて下さい。)

- 物件番号1 「中央清掃事務所 ほかに9箇所 計10台」
- 物件番号2 「白石清掃事務所 ほかに12箇所 計13台」
- 物件番号3 「中央清掃事務所 ほかに16箇所 計17台」

令和5年6月30日(金)申込期限の上記貸付の一般競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申込みます。

募集案内書の内容を遵守するとともに、この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入札書

入札金額	金 円
調達件名	一般競争入札による市有財産の貸付 (物件番号〇)

※入札書には物件ごとに別紙内訳書を必ず添付すること。

※入札金額は添付の別紙内訳書の合計金額と一致していること。

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、先に提出した参加申込書の誓約、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

入札者 商号又は名称

職・氏 名

印

入札代理人 氏 名

印

備考1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと
(ただし、金額の訂正はできない。)

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

物件番号 1

(中央清掃事業所ほか9箇所 計10台)

(ア)		(イ) ※ ¹	(ウ)	(イ)×(ウ)
No.	台数	貸付期間	1ヵ月あたりの金額 [円・税抜]	契約 月数 [円・税抜]
1～8	8	令和5年9月1日 ～令和8年8月31日		36
9	1	令和5年9月1日 ～令和8年3月31日		31
10	1	令和5年9月1日 ～令和7年3月31日		19
合計額※ ²				

※1 (イ) は、(ア) に示す台数分の1ヵ月あたりの金額。円単位まで記載可。

※2 合計額は、入札書に記載した入札金額と一致すること。

この契約単価積算内訳書は、入札書と一体なって構成されるため、入札に当たっては、入札書に添付して提出すること。

なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することもできる。

物件番号 2

(白石清掃事業所ほか 12箇所 計 13台)

(ア)		(イ) ※ ¹	(ウ)	(イ)×(ウ)
No.	台数	貸付期間	1ヵ月あたりの金額 [円・税抜]	契約 月数 [円・税抜]
1～8	8	令和5年10月1日 ～令和8年8月31日		35
9、10	2	令和5年10月1日 ～令和8年3月31日		30
11～13	3	令和5年10月1日 ～令和7年3月31日		18
合計額※ ²				

※1 (イ) は、(ア) に示す台数分の1ヵ月あたりの金額。円単位まで記載可。

※2 合計額は、入札書に記載した入札金額と一致すること。

この契約単価積算内訳書は、入札書と一体なって構成されるため、入札に当たっては、入札書に添付して提出すること。

なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することもできる。

物件番号 3

(中央清掃事業所ほか 16 箇所 計 17 台)

(ア)		(イ) ※ ¹	(ウ)
No.	台数	貸付期間	1 ヶ月あたりの金額 [円・税抜]
1～12	12	令和 5 年 11 月 1 日 ～令和 8 年 8 月 31 日	34
13、14	2	令和 5 年 11 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	29
15～17	3	令和 5 年 11 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	17
合計額※ ²			

※ 1 (イ) は、(ア) に示す台数分の 1 ヶ月あたりの金額。円単位まで記載可。

※ 2 合計額は、入札書に記載した入札金額と一致すること。

この契約単価積算内訳書は、入札書と一体なって構成されるため、入札に当たっては、入札書に添付して提出すること。

なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することもできる。

内訳書記入例 (例: 物件 1)

物件番号 1

(中央清掃事業所ほか9箇所 計10台)

(ア)		(イ) ※ ¹		(ウ)	(イ)×(ウ)
No.	台数	貸付期間	1ヵ月あたりの金額 [円・税抜]	契約 月数	[円・税抜]
1～8	8	令和5年9月1日 ～令和8年8月31日	10,400	36	374,400
9	1	令和5年9月1日 ～令和8年3月31日	1,300	31	40,300
10	1	令和5年9月1日 ～令和7年3月31日	1,300	19	24,700
合計額※ ²					439,400

※1 (イ) は、(ア) に示す台数分の1ヵ月あたりの金額。円単位まで記載可。

※2 合計額は、入札書に記載した入札金額と一致すること。

この契約単価積算内訳書は、入札書と一体なって構成されるため、入札に当たっては、入札書に添付して提出すること。

なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することもできる。

委任状

年 月 日

(あて先) 札幌市長

	住	所	
委任者	商号又は名称		
	職・氏	名	印

調達件名

私は、下記の者を代理人として定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者	氏	名	印
-----	---	---	---

- 備考1 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

入札辞退届

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
商号又は名称
職・氏 名

印

入札日時 年 月 日 時 分

調達件名

このたび、上記の通知を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

備考 提出先は、契約担当課とする。

令和 年 月 日

(宛て先) 札幌市長

申出人

還 付 申 出 書

この度生じました入札保証金の還付受取りにつき、下記の口座への振込みを希望します。

記

1. 還付金発生理由及び金額

(1) 還付金発生理由

市有財産の貸付にかかる一般競争入札における落札者に該当せず、
また、入札の失格者とならないため。

(2) 還 付 金 額 円

2. 還付金受取人の住所及び氏名

住 所 _____

氏 名 _____

3. 還付先口座

金融機関 _____

預金種目 当座・普通

口座番号 _____

口座名義人 _____

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

(宛て先) 札幌市長

申請者 住 所
氏 名
(担当者氏名)
電 話

下記のとおり、公有財産を借受けたいので申請します。

記

1 所在および地番

2 借受面積 m^2 ※小数点以下第2位まで

3 借受目的および用途

4 借受期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 借受料

円

誓約書

(宛て先) 札幌市長

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約又は許可を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 2 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

生年月日（法人以外の場合に記入）

年 月 日

貸付契約書(案)

(物件番号 1)

貸付人 札幌市(以下「貸付人」という。)と借受人〇〇(以下「借受人」という。)とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付人は、その所有する別紙目録記載の建物を借受人に賃貸し、借受人は、その建物を賃借する。

(使用目的)

第3条 借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途(以下「指定用途」という。)以外の目的に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円(うち金 円については入札保証金を充当)とする。

[契約保証金は、免除する。]

(注) []書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。

2 借受人は、第11条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を貸付人に納付しなければならない。

3 貸付人は、本契約満了後、借受人が第21条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第19条第3号から第7号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

(指定用途に供すべき期日)

第5条 借受人は、貸付物件を令和5年9月1日(以下「指定期日」という。)までに指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

第6条 借受人は、貸付物件を指定期日(貸付人が前条第2項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日)の翌日から次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

(貸付期間等)

第7条 貸付期間は、仕様書(物件番号1)別紙1のとおりとし、更新は行わないものとする。

(貸付料等)

第8条 貸付料は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次期間貸付料

年次	期 間	貸付料
第1年次	自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日	円
第2年次	自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日	円
第3年次	自 令和7年9月1日 至 令和8年8月31日	円

- 2 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを貸付人の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担しなければならない。

(貸付料等の支払方法)

- 第9条 借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	回数	納入金額	納入期限
第1年次	第1回	円	令和5年11月下旬
	第2回	円	令和6年2月下旬
	第3回	円	令和6年5月下旬
	第4回	円	令和6年8月下旬
	計	円	
第2年次	第1回	円	令和6年11月下旬
	第2回	円	令和7年2月下旬
	第3回	円	令和7年5月下旬
	第4回	円	令和7年8月下旬
	計	円	
第3年次	第1回	円	令和7年11月下旬
	第2回	円	令和8年2月下旬
	第3回	円	令和8年5月下旬
	第4回	円	令和8年8月下旬
	計	円	

- 2 電気料等については、算定の都度、納入金額及び納入期限を別途通知するものとする。

(延滞利息)

- 第10条 借受人は、前条に規定する期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合はこの限りでない。

(貸付料の改定)

- 第11条 貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第8条第1項の貸付料の額が不相当となったときは、第7条に定める期間の途中であっても貸付料を改定することができる。

(契約不適合責任等)

- 第12条 借受人は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限等)

- 第13条 借受人は、貸付物件を第3条に定める目的以外に使用してはならない。

(転貸・譲渡等の禁止)

- 第14条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第 15 条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 16 条 借受人は、その住所又は氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

(滅失又は損傷の通知)

第 17 条 借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第 18 条 貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第 19 条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
- (3) 借受人が第 3 条に定める用途以外の用途に供したとき。
- (4) 借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (5) 借受人が貸付料を滞納したとき。
- (6) 借受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（借受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用などしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。(7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(貸付料の不還付)

第 20 条 前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第 1 号及び第 2 号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

(貸付物件の返還)

第 21 条 貸付期間が満了したとき、又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当

する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 第 19 条第 3 号から第 7 号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 23 条 借受人は、貸付期間が上記契約の締結満了した場合、又は第 19 条第 3 号から第 7 号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長

借受人

貸付契約書(案)

(物件番号 2)

貸付人 札幌市(以下「貸付人」という。)と借受人〇〇(以下「借受人」という。)とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付人は、その所有する別紙目録記載の建物を借受人に賃貸し、借受人は、その建物を賃借する。

(使用目的)

第3条 借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途(以下「指定用途」という。)以外の目的に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円(うち金 円については入札保証金を充当)とする。

[契約保証金は、免除する。]

(注) []書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。

2 借受人は、第11条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を貸付人に納付しなければならない。

3 貸付人は、本契約満了後、借受人が第21条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第19条第3号から第7号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

(指定用途に供すべき期日)

第5条 借受人は、貸付物件を令和5年10月1日(以下「指定期日」という。)までに指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

第6条 借受人は、貸付物件を指定期日(貸付人が前条第2項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日)の翌日から次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

(貸付期間等)

第7条 貸付期間は、仕様書(物件番号2)別紙2のとおりとし、更新は行わないものとする。

(貸付料等)

第8条 貸付料は、令和5年10月1日から令和8年8月31日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次期間貸付料

年次	期 間	貸付料
第1年次	自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日	円
第2年次	自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日	円
第3年次	自 令和7年10月1日 至 令和8年8月31日	円

2 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを貸付人の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担しなければならない。

(貸付料等の支払方法)

第9条 借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	回数	納入金額	納入期限
第1年次	第1回	円	令和5年11月下旬
	第2回	円	令和6年 2月下旬
	第3回	円	令和6年 5月下旬
	第4回	円	令和6年 8月下旬
	計	円	
第2年次	第1回	円	令和6年11月下旬
	第2回	円	令和7年 2月下旬
	第3回	円	令和7年 5月下旬
	第4回	円	令和7年 8月下旬
	計	円	
第3年次	第1回	円	令和7年11月下旬
	第2回	円	令和8年 2月下旬
	第3回	円	令和8年 5月下旬
	第4回	円	令和8年 8月下旬
	計	円	

2 電気料等については、算定の都度、納入金額及び納入期限を別途通知するものとする。

(延滞利息)

第10条 借受人は、前条に規定する期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合はこの限りでない。

(貸付料の改定)

第11条 貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第8条第1項の貸付料の額が不相当となったときは、第7条に定める期間の途中であっても貸付料を改定することができる。

(契約不適合責任等)

第12条 借受人は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限等)

第13条 借受人は、貸付物件を第3条に定める目的以外に使用してはならない。

(転貸・譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第 15 条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 16 条 借受人は、その住所又は氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

(滅失又は損傷の通知)

第 17 条 借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第 18 条 貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第 19 条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
- (3) 借受人が第 3 条に定める用途以外の用途に供したとき。
- (4) 借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (5) 借受人が貸付料を滞納したとき。
- (6) 借受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（借受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用などしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。(7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(貸付料の不還付)

第 20 条 前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第 1 号及び第 2 号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

(貸付物件の返還)

第 21 条 貸付期間が満了したとき、又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当

する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 第 19 条第 3 号から第 7 号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 23 条 借受人は、貸付期間が上記契約の締結満了した場合、又は第 19 条第 3 号から第 7 号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長

借受人

貸付契約書(案)

(物件番号 3)

貸付人 札幌市(以下「貸付人」という。)と借受人〇〇(以下「借受人」という。)とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付人は、その所有する別紙目録記載の建物を借受人に賃貸し、借受人は、その建物を賃借する。

(使用目的)

第3条 借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途(以下「指定用途」という。)以外の目的に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円(うち金 円については入札保証金を充当)とする。

[契約保証金は、免除する。]

(注) []書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。

2 借受人は、第11条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を貸付人に納付しなければならない。

3 貸付人は、本契約満了後、借受人が第21条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第19条第3号から第7号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

(指定用途に供すべき期日)

第5条 借受人は、貸付物件を令和5年11月1日(以下「指定期日」という。)までに指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(指定用途に供すべき期間)

第6条 借受人は、貸付物件を指定期日(貸付人が前条第2項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日)の翌日から次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

(貸付期間等)

第7条 貸付期間は、仕様書(物件番号3)別紙3のとおりとし、更新は行わないものとする。

(貸付料等)

第8条 貸付料は、令和5年11月1日から令和8年8月31日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次期間貸付料

年次	期 間	貸付料
第1年次	自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日	円
第2年次	自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日	円
第3年次	自 令和7年11月1日 至 令和8年8月31日	円

2 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを貸付人の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担しなければならない。

(貸付料等の支払方法)

第9条 借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	回数	納入金額	納入期限
第1年次	第1回	円	令和5年11月下旬
	第2回	円	令和6年2月下旬
	第3回	円	令和6年5月下旬
	第4回	円	令和6年8月下旬
	計	円	
第2年次	第1回	円	令和6年11月下旬
	第2回	円	令和7年2月下旬
	第3回	円	令和7年5月下旬
	第4回	円	令和7年8月下旬
	計	円	
第3年次	第1回	円	令和7年11月下旬
	第2回	円	令和8年2月下旬
	第3回	円	令和8年5月下旬
	第4回	円	令和8年8月下旬
	計	円	

2 電気料等については、算定の都度、納入金額及び納入期限を別途通知するものとする。

(延滞利息)

第10条 借受人は、前条に規定する期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合はこの限りでない。

(貸付料の改定)

第11条 貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第8条第1項の貸付料の額が不相当となったときは、第7条に定める期間の途中であっても貸付料を改定することができる。

(契約不適合責任等)

第12条 借受人は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限等)

第13条 借受人は、貸付物件を第3条に定める目的以外に使用してはならない。

(転貸・譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第 15 条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 16 条 借受人は、その住所又は氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

(滅失又は損傷の通知)

第 17 条 借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第 18 条 貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第 19 条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
- (3) 借受人が第 3 条に定める用途以外の用途に供したとき。
- (4) 借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (5) 借受人が貸付料を滞納したとき。
- (6) 借受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（借受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用などしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。(7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(貸付料の不還付)

第 20 条 前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第 1 号及び第 2 号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

(貸付物件の返還)

第 21 条 貸付期間が満了したとき、又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当

する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 第 19 条第 3 号から第 7 号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 23 条 借受人は、貸付期間が上記契約の締結満了した場合、又は第 19 条第 3 号から第 7 号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

貸付人 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長

借受人

(別紙)

目 録

(建 物)

所 在	建物の名称	数 量
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

提出する書類のチェック表

●参加申し込み時

法人の方	個人の方
<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類	<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/> 身分証明書 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
<input type="checkbox"/> 代表者印の印鑑証明書	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書（指名願）	<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書（指名願）
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書

●入札書提出時

- 入札参加資格者証（本書）
- 入札保証金に係る領収済通知書（納入控）
 - ※コピーは不可
 - ※入札保証金免除の方は不要
- 入札書（8～11ページ）
 - ※住所、氏名等の記載漏れ及び押印漏れのないもの
- 委任状（13ページ）
 - ※代理人が入札する場合は必要
- 還付申出書（15ページ）